

一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター運営事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター運営事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 別記第1号様式別紙の件費と管理費・事業費との間の経費の配分の変更、補助対象経費の増額若しくは20パーセントを超える減額又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(7) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(9) 県税の滞納がないこと。</p> <p>第7条 省略</p> <p>(繰越承認の申請)</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第4号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(実績報告書)</p> <p>第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとする。</p> <p>2 前項の補助事業等実績報告書は、次に掲げる関係書類を添付し、補助事業の完了の日から起算して30日</p>	<p>一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター運営事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 別記第1号様式別紙の件費と管理費・事業費との間の経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の20パーセント以内の変更を除く。)、補助対象経費の増額若しくは20パーセントを超える減額又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(7) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(9) 県税の滞納がないこと。</p> <p>第7条 省略</p> <p>(実績報告書)</p> <p>第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>2 前項の補助事業等実績報告書は、次に掲げる関係書類を添付し、補助事業の完了の日から起算して30日</p>

を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 取得財産等管理明細表（別記第6号様式）

3 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第7号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

4 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第8号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第11条 補助金又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外は、原則として開示するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第6号から第8号まで、第9条第5項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成29年12月27日から施行する。

を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 取得財産等管理明細表（別記第5号様式）

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第10条 補助金又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外は、原則として開示するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

2 この要綱は、平成35年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第6号から第8号まで、第8条第4項並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成29年12月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。